

TES-AMM JAPAN 会員限定 e-Pad コンテンツ追加設定特約

本 会員限定 e-Pad コンテンツ追加設定に関する特約(以下、「本特約」という)は、お客様(以下、「顧客」という)とTES-AMM JAPAN株式会社(以下、「TES-AMM」という)との間で締結する、TES-AMMが所有する情報通信機器及び付属品(以下、「本件機器」という)についての賃貸借契に付随し、すでに貸与済みのレンタル機器にデジタルコンテンツ(以下、「本コンテンツ」という)を追加提供することに関し、TES-AMMと顧客との間で締結される本特約に適用される条件を定めるものとする。

第1条 (目的)

本特約は、TES-AMMが顧客に貸与しているレンタル機器に本コンテンツを追加することを目的とするものであり、レンタル機器そのものに関する条件(使用、保守、返却、故障等)については、TES-AMMと顧客との間で締結されたレンタル契約およびその約款(以下、「前契約」という)の定めに従うものとする。また、本特約は、当該レンタル契約の内容を変更または補完するものではないものとする。

第2条 (契約の成立)

1. 顧客は、本特約の内容に同意の上、TES-AMM所定の方法により本コンテンツの利用申し込みを行うものとする。
2. TES-AMMが申込みを承諾した時点で、本特約は成立するものとする。

第3条 (コンテンツの提供)

1. 本コンテンツは、TES-AMMではなく、別途契約関係を有する株式会社 Dragon Tough (以下「コンテンツ提供者」)により提供されるものであり、TES-AMMはコンテンツ内容自体の作成・編集・保守を行わない。
2. TES-AMMは、レンタル機器への本コンテンツの追加を支援するのみとし、コンテンツそのものの動作・内容・品質等について一切の責任を負わないものとする。

第4条 (利用条件)

1. 顧客は、本コンテンツの利用にあたり、当該コンテンツ提供者の利用条件・利用規約に従うものとする。
2. 本コンテンツの利用料は月額5,000円(税込)とする。
3. 顧客は、TES-AMMに対し、前項の利用料を支払う。
3. レンタル機器の利用条件、使用制限、管理責任、修理・返却対応等については、本特約ではなく、TES-AMMと顧客間で締結された前契約(レンタル契約およびその約款)の定めに従うものとする。

第5条 (免責事項)

1. 本コンテンツの内容、正確性、合法性、動作の保証、または利用によって得られる効果等について、TES-AMMは一切の保証を行わないものとする。
2. 本コンテンツの利用・不具合等により顧客に損害が発生した場合でも、TES-AMMは責任を負わないものとする。
3. 本コンテンツに関する内容・品質・提供の中止等に起因して発生した一切の責任は、コンテンツ提供者が負うものとし、TES-AMMはこれに関与せず、一切の責任を負わないものとする。

4. コンテンツ提供者と顧客との間のトラブルについては、当事者間で解決するものとし、TES-AMMは一切関与しないものとする。

第6条（お支払い）

1. 支払時期および方法については、本特約ではなく、TES-AMMと顧客間で締結された前契約の定めに従うものとする。
2. 顧客は、前契約に基づく料金に加えて、本コンテンツに係る追加料金を含めた合計金額を、前契約に定める支払期間および方法により支払うものとする。
3. 理由の如何を問わず、TES-AMMは、受領した代金その他の費用を返還しないものとする。

第7条（遅延損害金）

顧客は、月額コンテンツ追加料金やその他本特約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、支払い期日の翌日からその完済に至るまで、支払うべき金額に年14.6%（1年に満たない端数期間については、1年を365日として日割り計算による）を乗じた遅延損害金を支払う。

第8条（契約期間）

本特約の有効期間および本コンテンツの閲覧可能期間は、TES-AMMと顧客との間で締結された前契約（レンタル契約およびその約款）に基づくものとし、当該契約の期間満了に伴い本特約も終了する。

第9条（中途解約）

1. 前契約と本特約は別個の契約であるが、前契約（レンタル契約）のみを単独で中途解約することはできないものとする。
2. 顧客は、特別な定めがない限り、支払日15日前までにTES-AMMに事前通告のうえ、中途解約金を支払うことにより、本特約を中途解約することが出来る。
3. 顧客が前項に基づき本特約を中途解約する場合、精算へ向け、顧客はTES-AMMに対して中途解約金を支払う。

1) 申込月を起算日とし、300円（税込）×レンタル残存期間月数の料金を支払う。

<24か月契約時の中途解約金の例>

同年10月にレンタルを開始しレンタル期間6か月目の翌年3月に中途解約をした場合。

算出例)

レンタル残存月数：18か月

中途解約金：300円（税込）/月

18か月×300円=5,400円

中途解約料金：5,400円（税込）

2) 解約金の支払いが確認された後も、直前に決済された料金に基づき、次回更新日前日まで本コンテンツの閲覧は可能とする。

4. 前契約（レンタル契約）を解約する場合は本特約も同時に終了するが、この場合の中途解約金は前契約分のみの支払いとする。

5. 解約の効力は、当該解約金の支払いがTES-AMMにより確認された時点で発生するものとする。

第10条（契約解除）

1. TES-AMM は、顧客が以下の各号の一に該当したときは、本条第9号については催告のうえ、その他の事由については催告を要せずに、本特約を解除することが出来る。

- 1) 第三者から差押、仮差押、仮処分を受けたとき。
- 2) 破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算開始の申し立てをし、またはこれらの申し立てを受けたとき。
- 3) 解散決議のための手続きを開始したとき。
- 4) 支払い停止もしくは支払い不能に陥ったとき、または手形交換所から不渡り処分もしくは取引停止処分を受けたとき。
- 5) 連絡が取れないなど、所在が不明となったとき。
- 6) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると合理的に認められる相当の事由があるとき。
- 7) 顧客がコンテンツ料などの支払いを怠ったとき。
- 8) 本特約のいずれかの条項に違反したとき。
- 9) その他本特約の円滑な履行が困難になったとき、または信用不安が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第11条（システム更新等によるコンテンツ使用不能時の契約解除）

1. iPadOS アップデートに起因する iPad の仕様変更や、システムの更新、仕様変更、その他 TES-AMM の責によらない理由により、提供されるコンテンツが一定期間使用不能となり、且つ改善の見込みがない場合、顧客は申し出ることで本特約を解除することができる。

2. 前項により契約を解除する場合、顧客に対して中途解約金や事務手数料、その他名目の如何を問わず一切の費用は発生しないものとする。

3. 前各項の事由によりコンテンツが使用不能となったことにより、顧客または第三者に何らかの損害（逸失利益、機会損失、営業損失等を含む）が生じた場合であっても、TES-AMM は一切の責任を負わないものとする。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. TES-AMMは、顧客が以下の各号の一つにでも該当すると判断した場合は、顧客に何らの催告なく本特約を解除することが出来る。

- 1) 顧客が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、または過去に暴力団等であった場合。
- 2) 顧客が、暴力団等が事業活動を支配する個人または法人である場合。
- 3) 顧客の役員または従業員のうちに暴力団等に該当する者がいる場合。
- 4) 顧客が、自らまたは第三者を利用して、TES-AMMに対して詐術、粗野な振る舞い、合理的な範囲を超える負担の要求、暴力行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合。
- 5) 顧客が、TES-AMMに対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合。

2. 顧客について、前項各号の一に該当する事由が生じた場合は、顧客はTES-AMMに対する一切の債務について期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務を弁済する義務を負う。

第13条（責任の制限）

1. 本特約の履行に関し、T E S - A M Mが負う損害賠償責任は、強行法規または本特約に別段の定めのある場合を除き、請求原因の如何にかかわらず、本条の定めに従うものとする。
2. T E S - A M Mは、自己の責に帰すべき事由の直接の結果として現実に発生した通常の損害についてのみ損害賠償責任を負うものとし、特別損害、間接損害、逸失利益については責任を負わないものとする。
3. T E S - A M Mが負う損害賠償の総額は、いかなる場合においても、顧客がT E S - A M Mに現実に支払った本コンテンツ料総額を超えないものとする。

第14条（権利義務の譲渡禁止）

顧客は、事前のT E S - A M Mの書面による合意なくして、本特約上の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは担保に供してはならない。

第15条（秘密保持）

顧客は、本特約に定める債務の履行にあたり、T E S - A M Mより提供された技術上または営業上の情報を、本件機器の利用に必要な範囲を超えて使用してはならず、T E S - A M Mが特に秘密である旨を書面により指定した情報（以下、「営業秘密」という）を第三者に開示または漏洩してはならない。

第16条（公正証書）

顧客は、本特約に基づく金銭債務の履行を怠ったときには強制執行を受けても異議がないことを承諾のうえ、T E S - A M Mから請求あり次第、顧客の負担で本特約を強制執行認諾条項付した公正証書とする。

第17条（分離条項）

本特約の条項の一部が、管轄権を有する裁判所によって違法または無効と判断された場合でも、残部の条項は、その後も有効に存続するものとする。

第18条（訴訟管轄）

顧客及びT E S - A M Mは、本特約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第19条（改定）

T E S - A M Mは本特約の内容を必要に応じて改定出来るものとする。

第20条（協議事項）

本特約に定めのない事項及び本特約の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、顧客及びT E S - A M Mは誠意をもって協議し解決するものとする。

第21条（個人情報利用）

顧客及びT E S - A M Mは以下の個人情報利用に関する条項を承諾したものとする。

第22条（収集の範囲）

顧客は、TES-AMMが次項記載の範囲で個人情報を収集することに同意する。

- 1) TES-AMMが顧客から取得した契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報（本特約開始日以降、TES-AMMが顧客から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）ならびに官報等記載の公開情報。
- 2) レンタル期間、納品予定日等その他本特約に関する契約内容情報。
- 3) 顧客が提示もしくは提出した公的証明書の記載内容情報。
- 4) 顧客が提出した決算書、納税申告書等の与信判断および債権管理に関する資料の記載内容情報。第23条（利用目的）

顧客は、TES-AMMが次項記載の目的のために個人情報を利用することに同意する。

- 1) 本特約および本特約に基づく売買契約等の履行のため。
- 2) 本特約を含む契約者との取引の与信判断および与信後の管理のため。
- 3) 契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- 4) マーケティング活動、商品開発、商品・役務等に関する案内に利用するため。
- 5) コンテンツ提供者に対し、必要な範囲でお客様の情報を提供するため。
- 6) 上記に付随する目的のため

TES-AMMの利用によって取得する個人情報については、TES-AMMの個人情報保護方針およびプライバシーポリシーに従い適切に取扱うものとします。

第23条（再委託に関する承認）

TES-AMMの責任によりTES-AMMの保守サービス・代金決済・運送等に関する業務を、TES-AMMの指定する保守会社等に再委託する場合、顧客は前項の個人情報の全部または一部を当該保守会社等に開示することをあらかじめ承認する。

以上

2025年6月17日作成